平成二十二年七月二日

山口県事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

山口県規則第三十八号

山口県事務委任規則の一部を改正する規則

選管告示

開発行為に関する工事の完了 (建築指導課)

大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取 (商政課)

直接請求に必要な有権者の数.....

П

公安委公告

契約の締結...

Щ

平成二十一年度山口県市町村職員共済組合決算の要旨

山口県事務委任規則の一部を改正する規則 (人事課)....

(定期)

目

次

毎週火・金曜日発行

す る。

第十条第二号八及び二中「庁舎」を「庁内」に改める。

平质	Ϊ.	22	1
7)	目.	2 E	E
(金	曜	日)
	この規則	附	

7月 (金曜	
この規則	附
ίţ	則
公 布	

の日から施行する。

(二三〇) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取 大規模小売店舗立地法 (平成十年法律第九十一号) 第八条第一項の規定により、平成

二十二年二月十二日山口県公告 (三七) に係る大規模小売店舗について次のとおり防府

政課及び防府市産業振興部商工振興課において公衆の縦覧に供します。 当該意見は、平成二十二年七月二日から同年八月二日までの間、山口県商工労働部商 市から意見を聴きました。

平成二十二年七月二日

山口県知事 _

井

関 成

名称 大規模小売店舗の名称及び所在地 (仮称)ドラッグコスモス防府桑山店

所在地 防府市桑山二丁目五一五の一

意見の概要

: =

特に配慮を求める事項はない。

(二三二) 公共測量の実施

第一項の規定により、山口地方法務局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知が ありました。 測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条

平成二十二年七月二日

山口県知事

_ 井

関 成

山口県知事 井 関

成

作業の種類

公共測量 (登記所備付地図作成)

_ 作業の地域

山口県事務委任規則 (昭和四十四年山口県規則第二十一号)の一部を次のように改正

П

묵

作業の期間 平成二十二年七月一日から平成二十三年三月三十一日まで 萩市大字椿東字越ヶ浜及び字奈古屋

開発行為に関する工事の完了

関する工事の完了を次のとおり公告します 都市計画法 (昭和四十三年法律第百号) 第三十六条第三項の規定により、 開発行為に

平成二十二年七月二日

Щ

口県知事

井

関

成

宇部市大字東須恵字沖長沢及び山陽小野田 開発区域に含まれる地域の名称 市大字小野田字長尾開

開発許可を受けた者の住所及び氏名 宇部市小松原町二丁目四番一八号

報

有限会社シマコー



山口県選挙管理委員会告示第五十五号

Щ

る数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た 有する者の総数の三分の一の数 (その総数が四十万を超える場合にあっては、 運営に関する法律(昭和三十一年法律第百六十二号)第八条第 八十条第一項、 に規定する選挙権を有する者の総数の五十分の一の数並びに同法第七十六条第一項: 地方自治法 (昭和二十二年法律第六十七号) 第七十四条第一項及び第七十五条第 Ιţ 次の表のとおりである。 第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び 一項に規定する選挙権を その超え 第 頂

成 |十二年七月二日

山口県選挙管理委員会委員長 上 符

正

顕

必 要 な 有 権 者 ത 数

直接請求の種類

根 拠 規 定

> |廃の請求 | 条第一項 | 表第一項 | 表第一項 | 表第一項 | 表第一項 | 表第一項 | 表第一页 | 員の解職の請求県の教育委員会の委 の請求・開議会の議員の解職 する監査の請求県の事務の執行に関 知事の解職の請求 県議会の解散の請求 律第八条第一項を地方教育行政の組織 条第一項: 条第一項: 条第一項 地方自治法第八十 条第一項地方自治法第七十 法第八十 法第七十 : 八菱塔瓜矮矮矮矮矮 一种医学工学学学学学学 一种区区選区区区区区 選 学 区 区 選挙区 二六八、 五四七 二、七八九五 六八、 -- 四 -- 四-<u>:</u> 八一八九一四二五: 四 九〇三 二六九 <u>__</u>__ 〇七〇九一八一二二; 一〇九五九三〇二三; 八八九五一九五四四; 九九五四三 三二七六一 九〇三



契約の締結

公

告

次のとおり一般競争入札の方法により契約を締結しました。

平成二十二年七月二日

山口県

知 事

井

関

成

山口県警察本部交通部交通規制課 事務を担当する課の名称及び所在 山口市滝町一

番

落札に係る物品の名称及び数量

第 2170 号

兀

平成二十二年五月六日落札者を決定した日

Ξ

契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

交通信号灯器 五一九台

Ξ

倫

兴

罚

坐

氙

立

単位

出十四)

平成	平成22年7月2日 金曜日			成22年7月2日 金曜日					Щ		П	県	Į	報		(定其	月)	į	第 21	70 号	
後期高齢者支援金	前期高齡者納付金	支 払 利 息	委託費・委託管理費	飲食材料費	商品仕入れ	旅費・事務費	役員報酬・職員給与	給付・一部負担金払戻金	(対 世)	빡	前年度繰越支払準備金	他経理からの繰入金	その他収入	利息及び配当金	連合会交付金	施設収入・商品売上げ	掛金・任意継続掛金	魚			
1,654,581	1,938,184							4,952,920		10,649,498	768,699		613,224	4,697			4,718,293	4,544,585			
										24,272,448							8,165,620	16,106,828			
		234,985								234,985				234,985							
			12,549			16,136	137,083			266,685		29,984	1,226	415	65,137			169,923			
			5,067			3,404	29,933			485,827			328	2,412	7,896		235,454	239,737			
			5,919	24,239	411	1,465	42,451			193,379		90,000	6,274	9		97,096					
			23,814	64,682	3,318	1,325	56,456			298,925		90,000	9,683	10		199,232					
		274,268	705			2,591	39,672			428,085			16,560	411,525							
		208,636	27			1,891	27,957			239,936			230,081	798	9,057						

										-					
利益剰余金又は欠損金(△)	資本剰余金	支払準備金	当期利益金又は当期損失金 (△)	빡	次年度繰越支払準備金	他経理への繰入金	その他女出	掛金払込金	負担金払込金	連合会拠出金	連合会払込金	介護納付金	退職者給付拠出金	老人保健拠出金	病床転換支援金
328,938		769,065	△ 261,028	10,910,526	769,065	29,984	5,455			401,985	144,344	654,634	357,930	97	1,347
				24,272,448				8,165,620	16,106,828						
				234,985											
152,712	52,182		△ 224	266,909			101,141								
420,992	25,350		9,586	476,241		180,000	257,837								
$\triangle 285,251$	1,228,581		△ 38,922	232,301			157,816								
△ 160,105	755,282		△ 30,525	329,450			179,855								
2,330,366			102,741	325,344			8,108								
307,986			△ 30,042	269,978			13,608				17,859				

平成二十二年七月二日発行平成二十二年七月二日印刷

発発 行行 人所

山口県知事山口県庁